

福島県の廃棄物の実態

令和8年3月19日
一般廃棄物課
産業廃棄物課

1 福島県廃棄物処理計画の目標値

現行の県廃棄物処理計画で掲げる廃棄物処理の目標値は、表のとおりである。

表 福島県廃棄物処理計画の目標値

項目	R5実績	R6実績	目標値 (R8)
一般廃棄物			
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	968	国が 集計中	923 以下
リサイクル率 (%)	13.2		16.0 以上
1日当たりの最終処分量 (t/日)	188		150 以下
産業廃棄物			
産業廃棄物排出量 (万 t/年)	696	675	770 以下
再生利用率 (%)	47.0	52.1	52 以上
最終処分率 (%)	9.1	10.2	6 以下

データ出典：「一般廃棄物処理実態調査」(環境省)
「福島県産業廃棄物処理状況確認調査」(福島県)

2 一般廃棄物の処理状況

(1) ごみ処理の状況

ア ごみの処理フロー

ごみの処理フローは、図1のとおりである。

令和5年度のごみ総排出量64万3千トンのうち、資源化(リサイクル)された量は8万5千トン(13.2%)、資源化されずに最終処分された量は6万9千トン(10.7%)となっている。

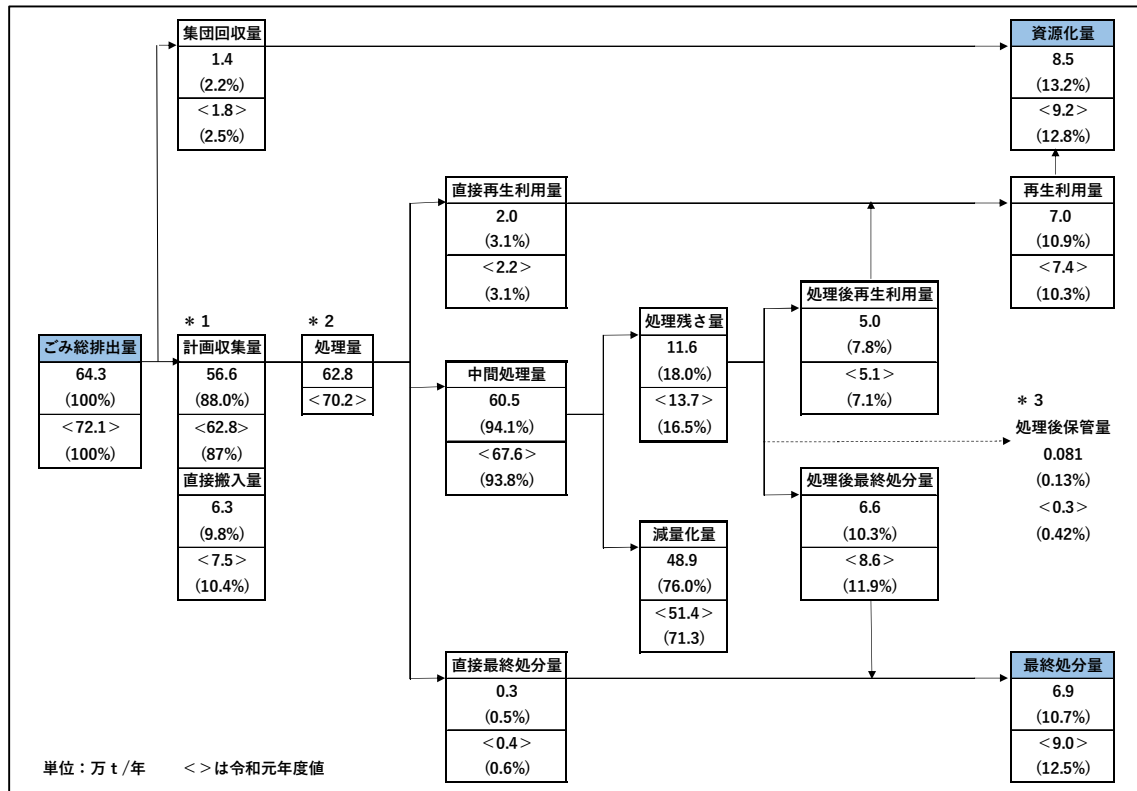


図1 ごみの処理フロー

注：計画収集量及び直接搬入量(*1)は令和5年度に収集等された量、処理量(*2)は同年度に施設で処理された量であり、これらの値は一致しない。処理後保管量(*3)は令和5年度に中間処理したものの最終処分せずに保管されていた量である。

データ出典：「一般廃棄物処理実態調査」(環境省)

イ ごみの排出量の推移

ごみ総排出量及び1人1日当たりのごみ排出量の推移は、図2のとおりである。

いずれも東日本大震災発生（平成23年3月）後に増加し、平成24年度をピークにゆるやかに減少していたが、令和元年台風第19号による災害でごみ総排出量が増え、令和3年及び令和4年に福島県沖地震が発生し、ごみ排出量は横ばいとなり、令和5年度に東日本大震災前の水準以下となった。

1人1日当たりのごみ排出量は依然として高いが、令和元年台風第19号の影響を受けた令和元年度を除く直近4年間（令和2年度から令和5年度）の傾向を基に予測したところ、令和8年度は922g/人・日であり、県廃棄物処理計画で定める目標値（923g/人・日以下）は達成できる見込みである。

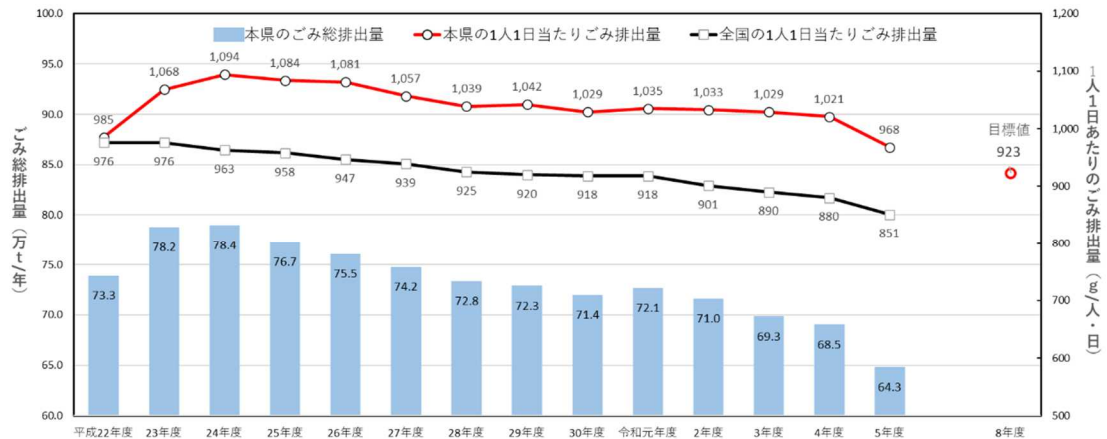


図2 ごみ総排出量、1人1日当たりのごみ排出量の推移

データ出典：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）

注：平成23年度から平成30年度は、東日本大震災の除染廃棄物を除外しています。

ウ 生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移

ごみは、発生源別に一般家庭から排出される生活系ごみと、事業所から排出される事業系ごみに分けられる。

ごみ総排出量の生活系ごみと事業系ごみの内訳の推移は、図3のとおりであり、おおむね7：3の比率となっている。

いずれも東日本大震災発生後に増加したが、生活系ごみについては、平成23年度をピークに減少しており、東日本大震災前の水準以下となっている。

一方、事業系ごみについては、依然として横ばいの状況にある。

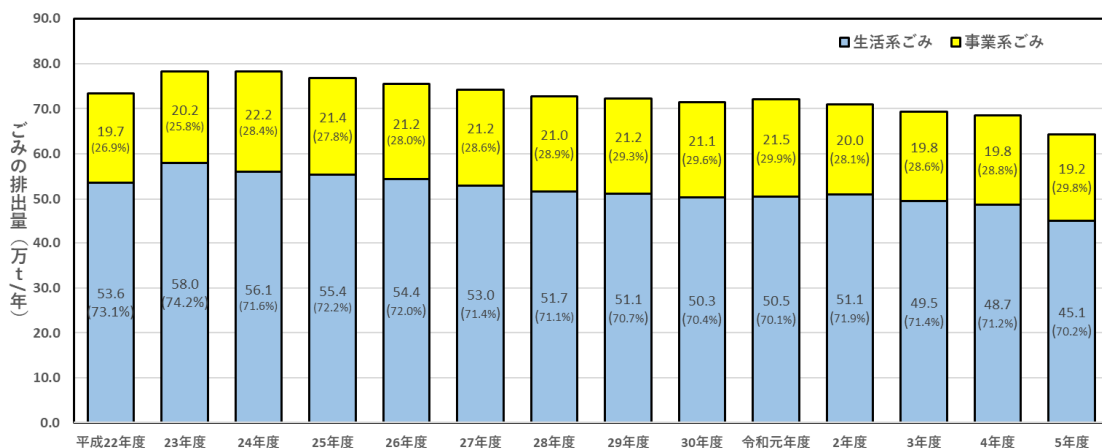


図3 生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移

データ出典：「一般廃棄物処理実態調査」(環境省)

注：平成23年度から平成30年度は、東日本大震災の除染廃棄物を除外しています。

エ ごみのリサイクル率の推移

ごみのリサイクル率の推移は、図4の実線部(赤色)のとおりである。

リサイクル率は、やや下降傾向にあり、県廃棄物処理計画で定める目標値(16%以上)は達成できない見込みである。

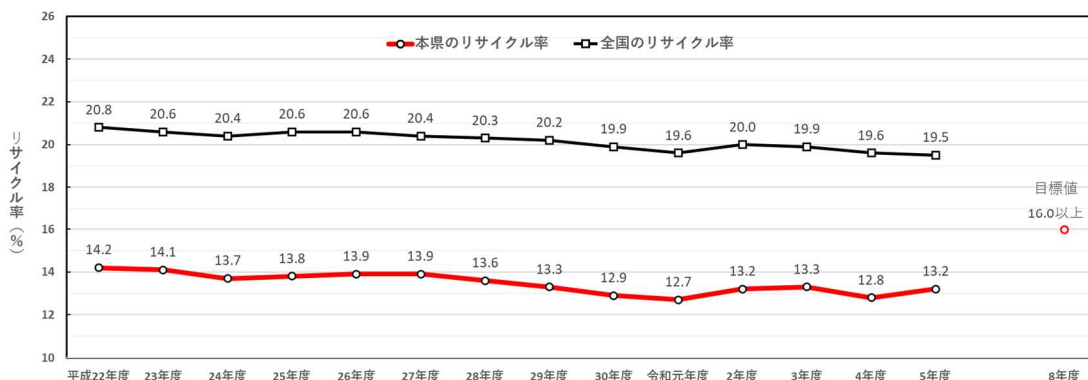


図4 ごみのリサイクル率の推移

データ出典：「一般廃棄物処理実態調査」(環境省)

オ ごみの最終処分量の推移

ごみの最終処分量の推移は、図5のとおりである。

最終処分量は、東日本大震災発生後及び令和元年台風第19号により増加し、その後は令和3年度及び令和4年度に福島県沖地震が発生したものの減少傾向が続いている。令和元年台風第19号の影響を受けた令和元年度を除く直近4年間（令和2年度から令和5年度）を基に予測したところ、令和8年度は157t/日であり、県廃棄物処理計画で定める目標値（150t/日以下）は達成できない見込みである。

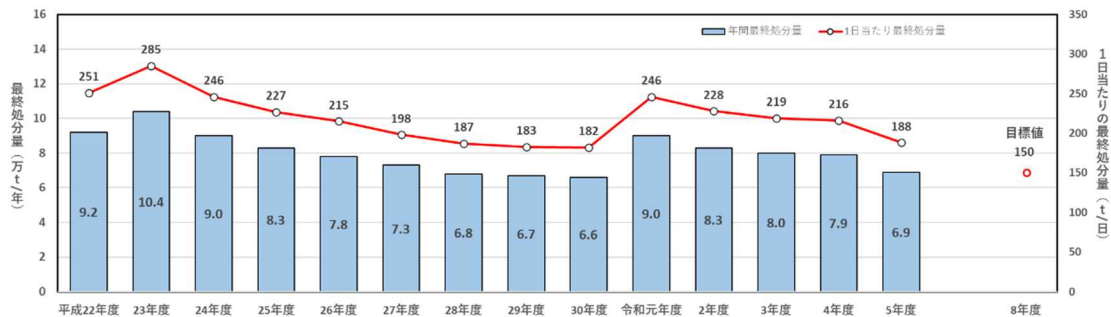


図5 ごみの最終処分量の推移

データ出典：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）

(2) 生活排水処理の状況

ア 汚水処理人口普及率の推移

水環境を保全するため、生活排水（し尿及び生活雑排水）は、下水道、集落排水処理施設及び合併処理浄化槽で処理する必要があり、平成 22 年 7 月に生活環境部・農林水産部・土木部が共同で策定した「ふくしまの美しい水環境整備構想」では、普及率（汚水処理人口普及率）を 2030 年代初頭でおおむね 100% とすることを目標としている。

これらの普及率の推移は図 6 のとおりであり、令和 5 年度の普及率は 87.1% で増加しているが、全国的な水準からみると低い状況である。

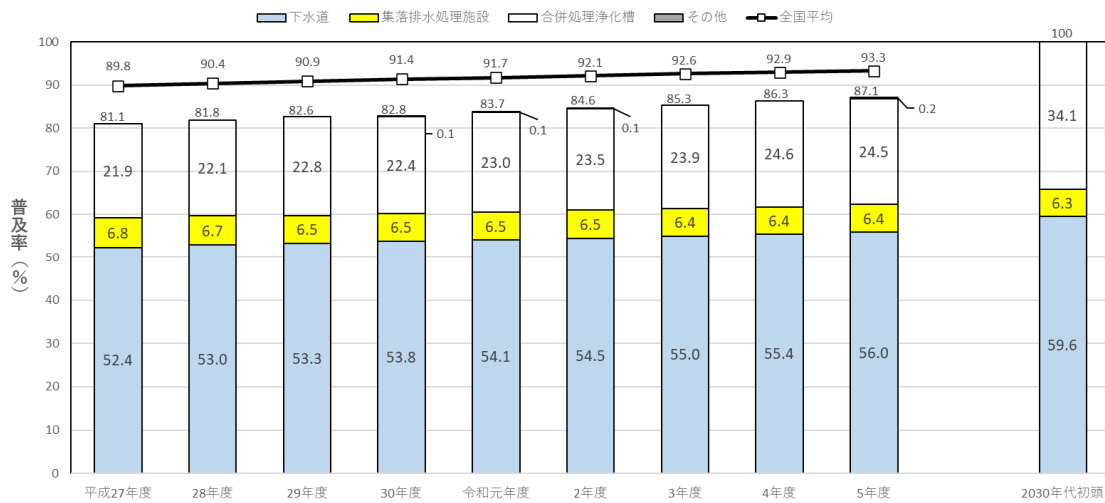


図 6 汚水処理人口普及率の推移

注：平成 22 年度から平成 26 年度は東日本大震災による影響で調査不可のため平成 27 年度以降を示す。

目標値：「ふくしまの美しい水環境整備構想」（福島県）で定める目標値

データ出典：「汚水処理人口普及率」（国土交通省、農林水産省、環境省）

イ 浄化槽の法定検査受検率の推移

浄化槽はその機能を適正に保つため、浄化槽法で年に1回検査を受検することが定められているが、法定検査の受検率の推移は、図7のとおりである。

合併処理浄化槽の受検率は増加傾向にあるが、単独処理浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽）の受検率が低く横ばいに止まっている。

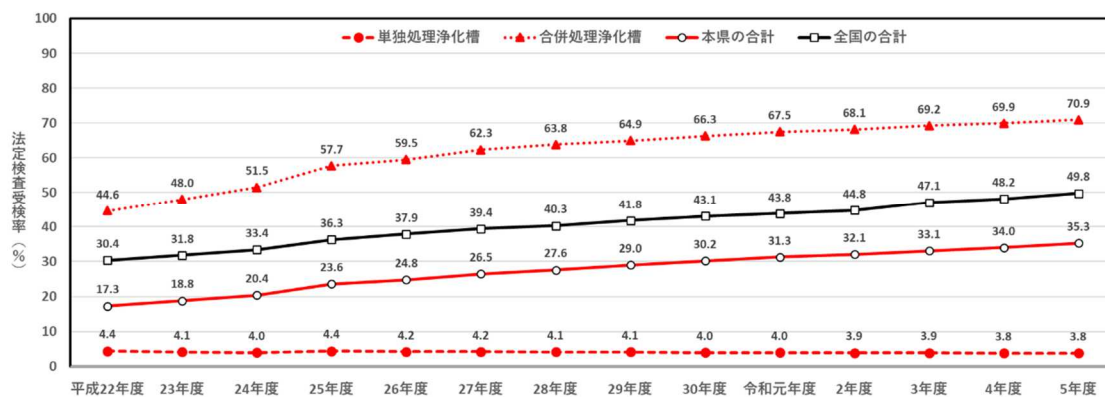


図7 浄化槽の法定検査受検率の推移

データ出典（平成22年度から平成25年度）：「浄化槽行政組織等調査」（環境省）

データ出典（平成26年度以降）：「浄化槽の指導普及に関する調査」（環境省）

データ出典（単独処理浄化槽受検率）：公益財団法人 福島県浄化槽協会まとめ

3 産業廃棄物の処理状況

(1) 処理フローと処理状況

令和6年度の産業廃棄物の処理フローは図8-1、処理状況は図8-2のとおりである。

排出量674万7千トンのうち、再生利用された量は351万4千トン、再生利用されずに最終処分された量は68万9千トンとなっている。

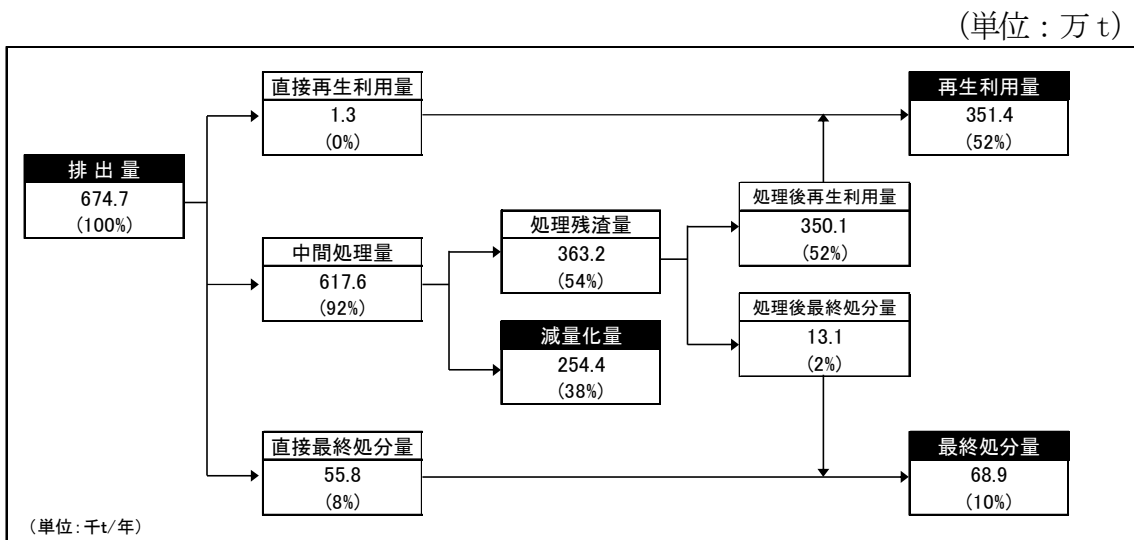


図8-1 処理フロー (令和6年度)

データ出典：「令和6年度福島県産業廃棄物排出処理状況確認調査業務報告書」(福島県)

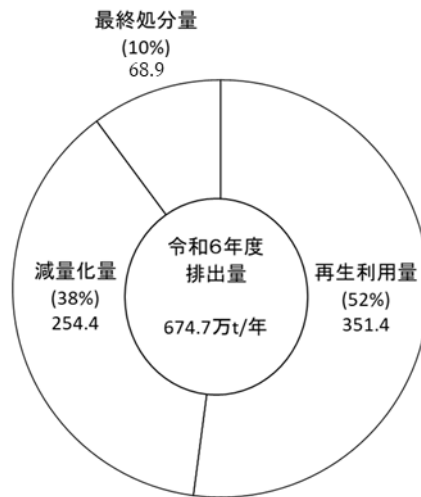


図8-2 処理状況 (令和6年度)

(2) 種類・業種別内訳 (令和6年度)

排出量、再生利用量及び最終処分量における種類別、業種別の内訳は、図9-1～9-3のとおりである。

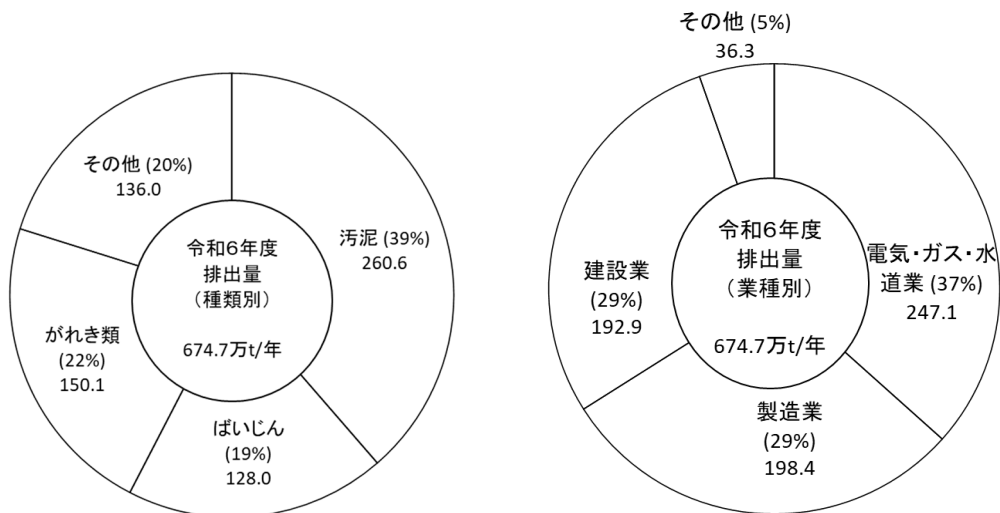


図9-1 排出量

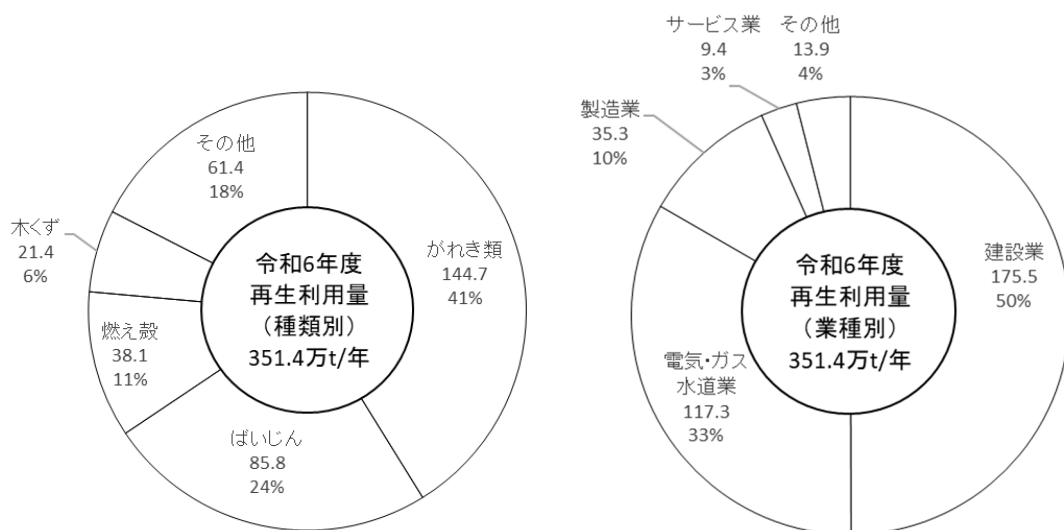


図9-2 再生利用量

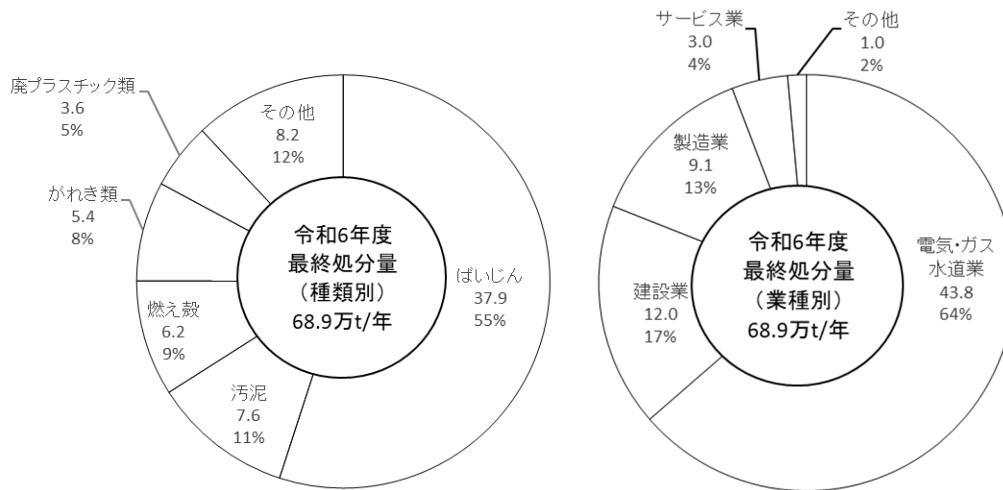
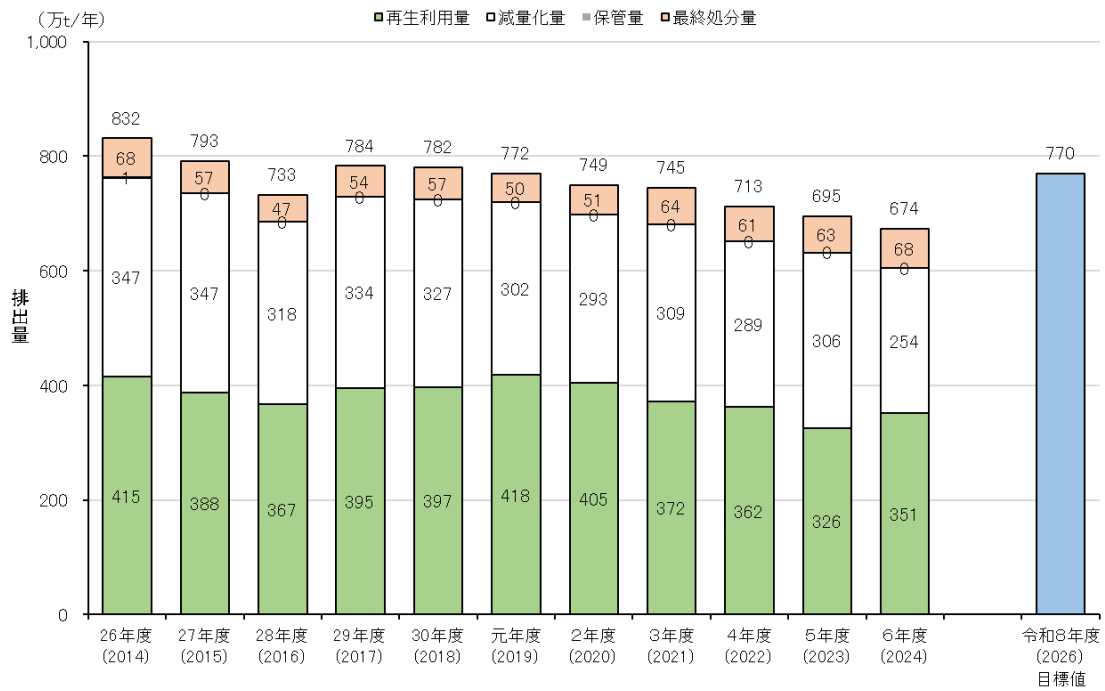


図9-3 最終処分量

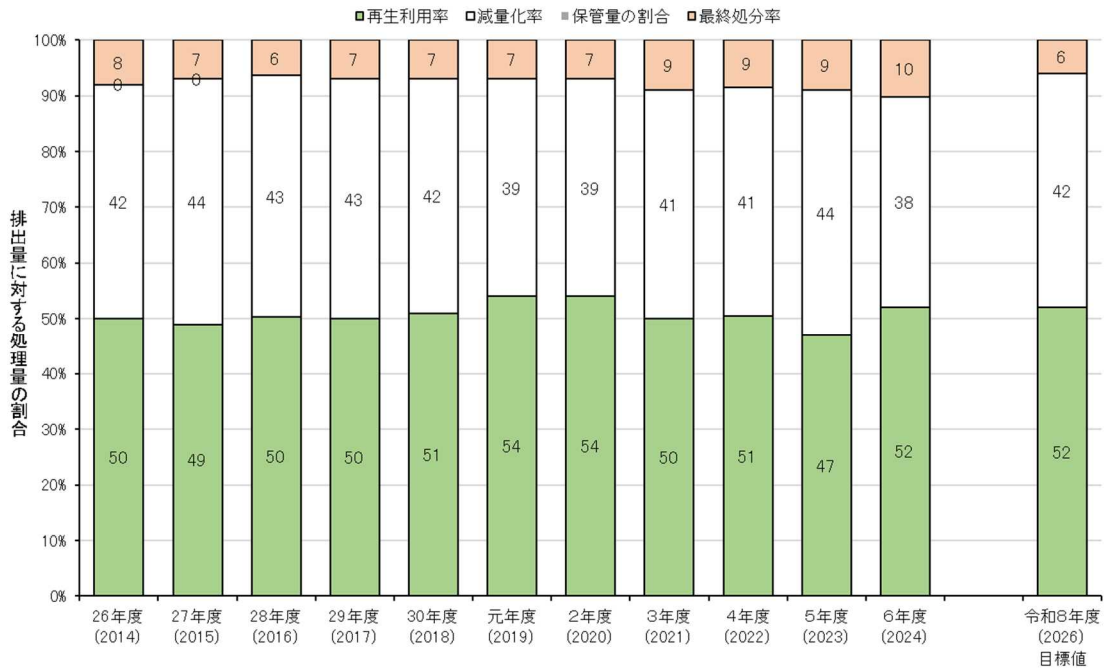
(3) 目標設定項目の達成状況

排出量、再生利用率及び最終処分量率の推移は、図10、11のとおりであり、令和6年度時点で、令和8年度の排出量及び再生利用率の目標を達成している。



※小数点以下を切り捨て

図10 排出量の推移

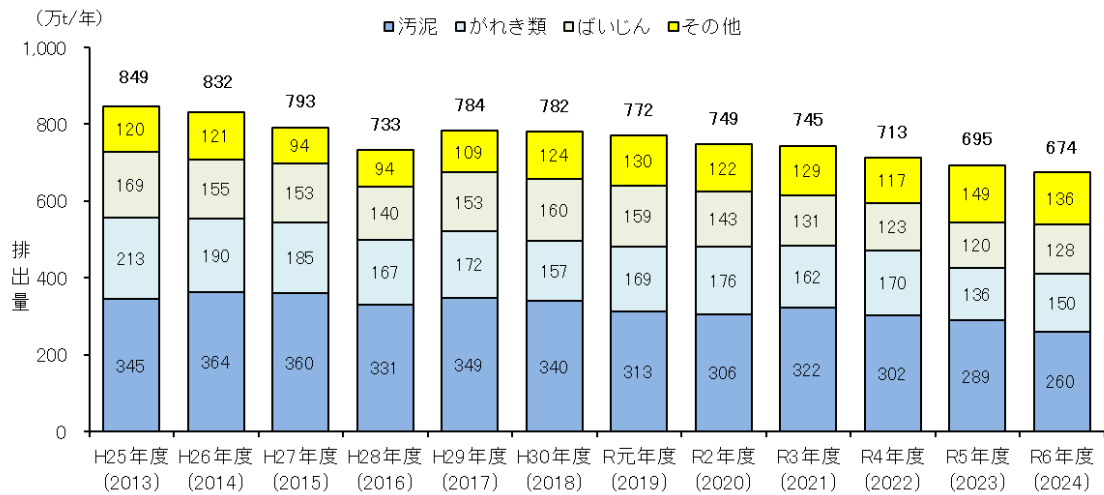


※小数点以下を四捨五入

図 1 1 再生利用率及び最終処分率の推移

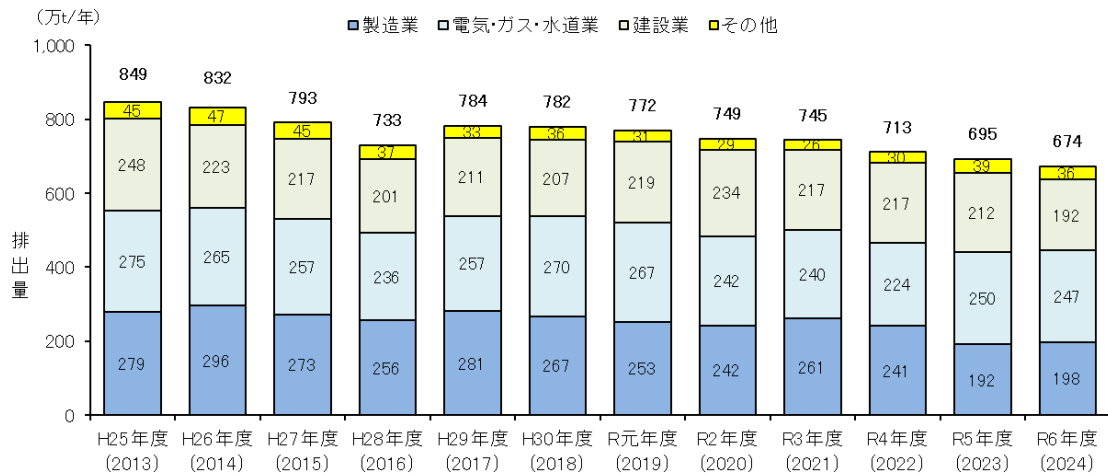
(4) 種類・業種別の排出量の推移

種類及び業種別の排出量の推移は図 1 2、1 3のとおりである。
種類別、業種別の割合に大きな変動はみられなかった。



※小数点以下を切り捨て

図 1 2 品目別の排出量の推移



※小数点以下を切り捨て

図13 業種別の排出量の推移

(5) 不法投棄等の状況

産業廃棄物の不法投棄等（不法投棄及び不適正処理）の新規発見件数等の推移は、図14～16のとおりである。

令和元年度以降の不法投棄の新規発見件数は発見量とともに、年によって増減が見られる。

令和元年度以降の不適正処理の新規発見件数は減少傾向にあるが、発見量は年によって増減が見られる。

なお、令和元年度以降の不法投棄等の残存件数及び残存量は増加傾向にある。

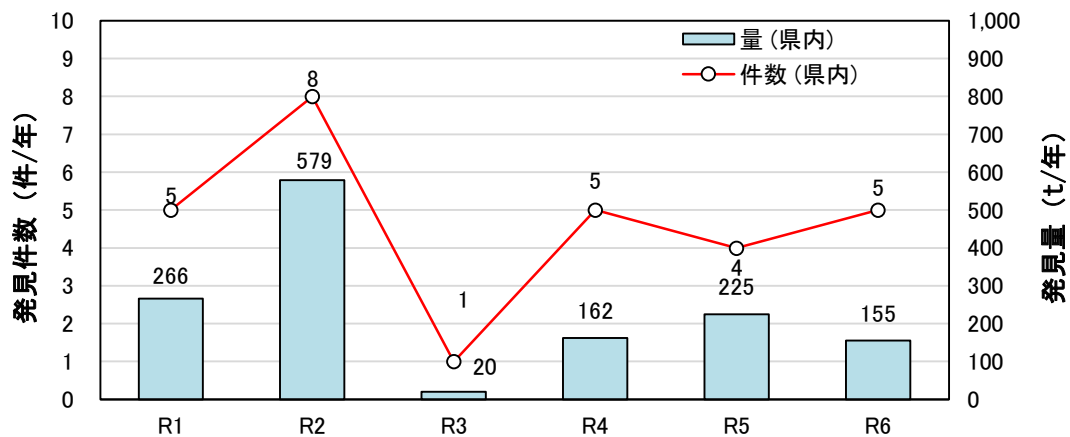


図14 不法投棄の新規発見件数等の推移

注：発見量が10t以上の事案（特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案）の件数及び量を表す。（図16及び17も同じ）

注：発見年度は、実際の実見年度に補正した。（図16も同じ）

データ出典：「産業廃棄物の不法投棄の状況について」（環境省）（図16及び17も同じ）

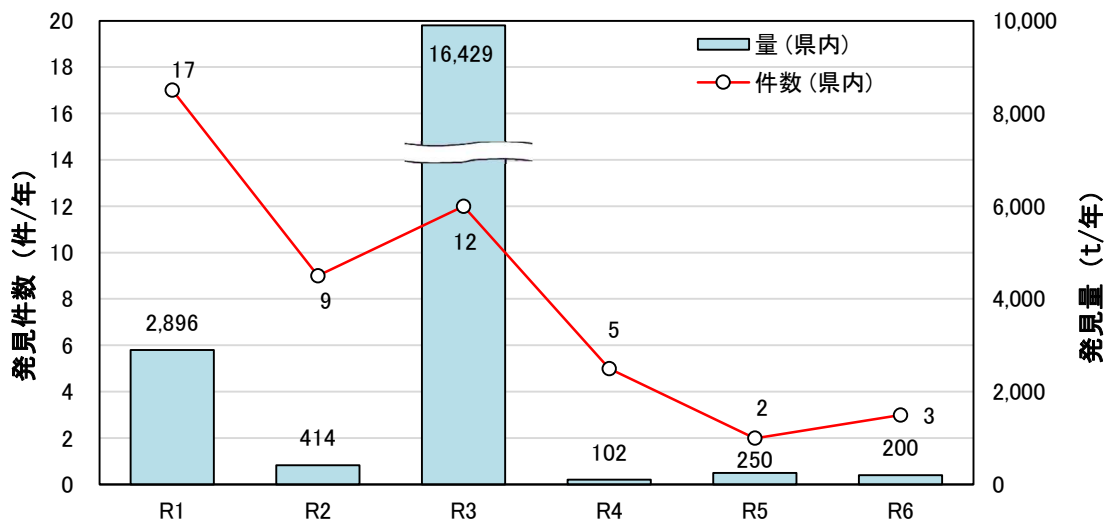


図 1 5 不適正処理の新規発見件数等の推移

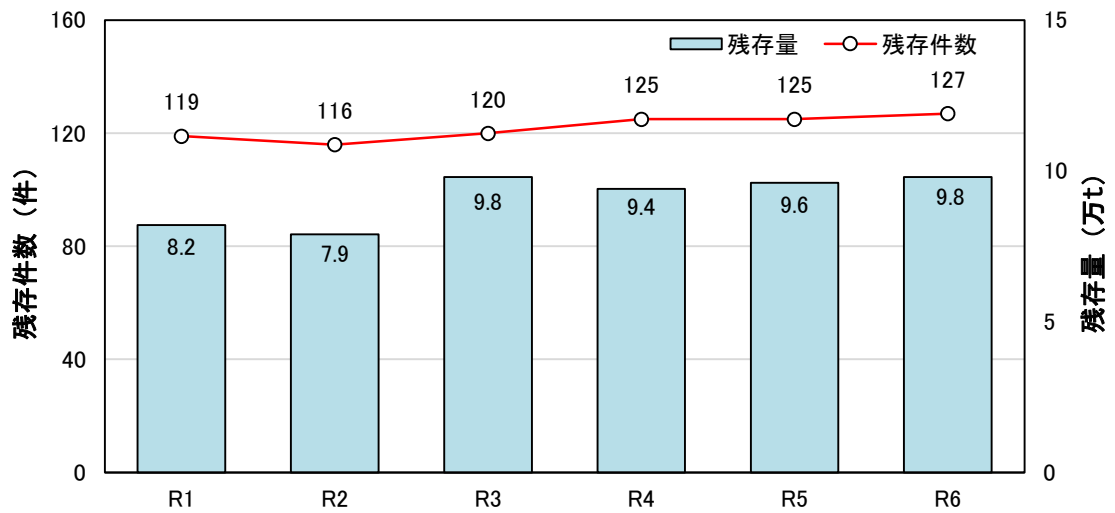


図 1 6 不法投棄等の残存件数等の推移